

## 1 無償化に関するご質問

NO.	事項	問	答
1	対象児童	施設と保護者の契約が月ぎめでなく、1日単位または時間単位での利用の場合も対象となるか。	対象です。保護者に認定を受けるようご周知願います。月ぎめでない場合は、保護者が自ら、区へ無償化の給付に係る請求を行うこととなります。対象者に「領収証兼提供証明書」を発行してください。
2	認定	保護者から区への認定申請はいつまでに提出すべきか。	提出した月の翌月1日からの認定となるため、認定を要する月の前月末日までにご提出ください。
3	認定	無償化の対象外となる0～2歳で課税世帯の児童についても認定が必要か。	不要です。 ただし、認証保育所または基準を満たす証明の発行を受けた認可外保育施設は補助金の対象となるため、申請漏れに留意ください。
4	認定	認定には期限があるが、期限切れ時の対応はどうすべきか。	改めて認定の申請手続きが必要です。 その場合、保護者より直接区に申請する必要があるため、区保育課保育認定係(電話03-5984-1479)にお問い合わせください。  認定が切れていることが後から判明した場合、過去に遡って無償化の金額を調整する場合があります。毎月送付する「児童別交付額一覧」にてご確認ください。
5	認定	一時預かり等の月ぎめ以外の保育利用のみの場合も認定が必要か。	必要です。
6	対象児童	施設では保護者の納税状況を把握していないが、「児童名簿」はどのように記載すればよいか。	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(証明書)の発行を受けている施設の場合、練馬区在住の全児童をご記入願います。  証明書の発行を受けていない施設の場合は、保護者へ「認可保育園の申請のための認定を受けているか」「無償化の対象となるために、区へ認定の申請を行ったか」を確認し、「認可を受けている」「認定の申請を行った」と回答のあった児童を記入してください。 「わからない」との回答の場合、差し支えなければ記入いただければ区で確認いたします。
7	確認申請	当社は、東京都内に複数の認可外保育施設を運営している。その場合、確認の申請はどの自治体にすべきか。	確認は施設ごとに行います。当該施設の所在自治体へ申請してください。
8	都指導監督基準	当施設は認可外保育施設指導監督基準を満たしているのだが、まだ基準を満たす旨の証明書の発行を受けられていない。この場合、「認可外保育施設指導監督基準への適合(見込み)状況説明書」には、どのように記載すべきか。	「適合していない状況」の欄に「基準に適合しているが、証明書の発行を受けられていない」とご記載ください。
9	提供証明書	提供証明書はどのタイミングで発行すればよいか。	毎月、保護者から保育料を徴収した時点で保護者へ発行してください。その際、当該徴収時に控除(返金)した無償化や補助金がどの月の分かを明記し、区から支払った額と保育料の関係を明らかにしてください。 また、保護者へ発行した後にその写しを区へ提出するとともに、施設においても控えを保管しておいてください。  保育料補助金のみを対象となる保護者へは提供証明書を発行する必要はありません。

## 2 認可外保育施設保育料補助金に関するご質問

NO.	事項	問	答
1	対象児童	世帯側の要件に「認可外保育施設と月ぎめの入所契約を締結」とあるが、どのような契約が対象となるのか。	月160時間以上の保育を提供する契約が対象となります。 例：月～金(週5日) 9:00～17:00(8時間/日) 5日×4週×8時間＝月160時間
2	対象児童	無償化の対象外となる、0～2歳の課税世帯の児童についても補助金の対象となるのか。	対象です。
3	多子区分	補助金における、多子の定義はどのようなものか。	当該児童の保護者と生計を同一にしている子どものうち第何子であるかによります。  ( )上の児童が小学生以上の場合であっても、生計が同一であればカウントされます。
4	幼稚園併用	幼稚園に在籍する児童が認可外保育施設を併用して利用した場合、補助金の対象となるのか。	月ぎめの利用の場合は対象です。 ただし、認可外保育施設の保育料に対し、無償化の給付を受けている場合、保育料より当該給付分を除いた金額が上限です。
5	対象児童	企業主導型保育事業の施設に在籍する児童は補助金の対象となるか。	指導監督基準を満たすことの証明書が発行されていれば対象です。

### 3 無償化・補助金に共通する内容のご質問

NO.	事項	問	答									
1	保育料	無償化の給付に係る事務との関係上、施設が保護者へ毎月の利用料を請求すべき時期はいつか。	ご提出いただいた「児童名簿」をもとに、無償化の給付額および補助金交付額を算出し、「児童別交付額一覧」にてお知らせします。  請求の時期については特に定めはありませんが、区からお支払いした無償化の給付および補助金は確実に保護者へ還元されるよう、ご対応をお願いします。									
2	保育料	区から支払われた無償化の給付および保育料補助金は、どのように保護者へ還元すればよいか。	漏れのないように還元が行われれば、方法は問いません。 主な還元方法の例 ・区から支払われたのちの、その額を差し引いて同月分の保育料を請求する。 ・区から支払われた金額を、翌月分の保育料から差し引く。この場合、最終月分は翌月分の保育料から差し引くことができないため、直接保護者へ還元する必要があります。 ・区から支払われる前に保育料を徴収し、区から支払われたのちにその額を直接保護者へ還元する。  指導検査にて、適切に還元が行われていることを現金出納簿、通帳等の諸記録により確認します。									
3	保育料	延長保育料は無償化および補助金の対象となるか。	延長分を月ぎめで(例:17～20時月 円)契約している場合、基本の保育料と合算した額が「月ぎめ保育料」となります。この場合、無償化も補助金も対象となります。  延長分が従量制(例:1時間 円)の場合、無償化は対象となります。契約の状況によって保護者から償還払いとなる場合があります。補助金は対象外となります。  いずれの場合も補助額は無償化、補助金の上限額以内となります。  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>無償化</th> <th>補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月ぎめの延長</td> <td>対象</td> <td>対象</td> </tr> <tr> <td>従量制の延長</td> <td>対象</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">契約状況によっては償還払い</p>		無償化	補助金	月ぎめの延長	対象	対象	従量制の延長	対象	対象外
	無償化	補助金										
月ぎめの延長	対象	対象										
従量制の延長	対象	対象外										
4	保育料	保護者が施設に対して負担する費用のうち、無償化と補助金の対象となるものの範囲は。	対象は保育料です。 ここでいう保育料とは、以下の費用(いわゆる「実費徴収」)を除くものです。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日用品、文房具等の購入のために保護者が実費負担した費用</li> <li>・ 行事への参加に要する費用</li> <li>・ 食事の提供に要する費用</li> <li>・ 送迎バスなど施設または事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</li> <li>・ その他、通常の保育に必要とされる費用であって、保護者が負担することが適当と認められる費用</li> </ul> 保育料に含まれる内容等について疑義が生じた際には区保育課保育サービス推進係(電話03-5984-1622)にご相談ください。									

5	保育料	現在、施設から保護者へ請求している利用料に、無償化や補助金の対象から除外されるもの(質問3-4参照)が含まれている場合、どうすればよいか。	・無償化や補助金の対象となるものと、除外されるものを区別し、内訳を保護者へ示してください。(様式等は問いません。) ・単に契約している利用料の内訳を明示するだけの行為であるため、契約の変更や重要事項説明等の変更は不要です。
3	保育料	施設から区への確認申請に施設のパンフレットを提出することとなっているが、パンフレットに記載されている保育料に無償化や補助金の対象から除外されるもの(質問3-4参照)が含まれる場合、内訳がわかるよう改訂すべきか。	必ずしもパンフレットの改訂に限らず、保護者へ内訳を示したことが分かるものを提出してください。
4	対象児童	練馬区外在住の方が区内の施設を利用する場合、無償化の給付費および補助金の申請先はどの自治体になるのか。 (例) 西東京市在住の方が練馬区内の施設に通所	いずれの制度も、児童の居住地の自治体への申請となります。 (例)の場合、当該児童分は西東京市への申請が必要です。 なお、補助金は自治体によっては制度がない場合や金額、申請方法等が異なる場合があります。 また、無償化についても申請書の書式や交付の方法等、手続きが異なる場合がございます。 お手数ですが、各自治体にご確認ください。
5	対象児童	練馬在住の方が区外の施設に通所する場合、無償化の給付費および補助金の申請先はどの自治体になるのか。	いずれの制度も、児童の居住地の自治体への申請となります。 ご質問の例の場合、練馬区にご申請ください。
6	保育料	毎月保育料が変更となる場合、どう対応すればよいか。	保護者に「練馬区認可外保育施設保育料補助金交付申請書」を再度ご記入していただき、変更後保育料が分かる契約書の写しとともに、施設より区へ送付願います。 また、毎月ご提出いただく「児童名簿」に変更後の保育料を記載してください。
7	保護者周知	区から保護者への周知はどのように行っているのか。	区ホームページや、各種保育事業のご案内にて周知しています。
8	都指導監督基準	東京都の指導監督基準を既に満たしているが、証明書の発行を受けていない場合、無償化の給付費や補助金を受けることはできないか。	無償化の給付費は、証明書の発行を受け、その証明書等を添付のうえ区に確認の申請を行い、その後、区による確認が行われたのちに対象となるため、証明書の発行がない場合は対象外となります。 補助金は、証明書の発行がない場合は対象外となります。
9	都指導監督基準	既に東京都の立入り調査を受けているが、指導監督基準を満たすことの証明書の発行に要する期間はどの程度か。	発行に要する期間等、証明書の発行に係るお問い合わせは、東京都にご確認ください。
10	領収証	領収証は発行する必要がありますか。	保護者から保育料の支払いを受ける毎に、領収証を発行する必要があります。 領収証は、保育料とその他の費用(質問3-4に挙げている費用)を区別して記載する必要があります。 発行後は、控えを施設において保管してください。